

BPリーフレット

Bullying Prevention project leaflet

BP（いじめ防止支援）プロジェクト

No.3
2017

鳴門教育大学 森田洋司特任教授が、第65回日本PTA全国研究大会／第49回日本PTA東北ブロック研究大会 仙台大会 特別第一分科会（平成29年8月25日（金）開催）で基調講演を行いました。



演題

「子どもたちの豊かな心を育み、 いじめが止まりやすい社会をめざして ～今、私たちにできること～」

鳴門教育大学特任教授 森田 洋司

日本生徒指導学会会長
文部科学省「いじめ防止対策協議会」座長
文部科学省「不登校に関する調査研究協力者会議」座長

1

いじめの現状と課題

今の子どもたちのいじめの現状について、国立教育政策研究所が行った「いじめ追跡調査」によると、暴力を伴わないいじめの被害経験9割、加害経験9割となっており、ほとんどの子どもが色々な形でいじめに関わっていることが分かります。今までのように「いじめっ子」「いじめられっ子」と特定することができない社会になってきています。ということは、誰もが人の心を傷つけたり自分が傷ついたりしながら学校生活を送っているというのが今の状況であることをデータが語っています。

2

いじめとは何か

大津市の痛ましい事件がきっかけで平成25年（2013年）、「いじめ防止対策推進法」が制定されました。この法律の冒頭に、いじめは子どもたちの人格、あるいは成長に非常に重大な影響を及ぼし、時には生命、身体を危険にさらすことがあるため、社会総ぐるみでいじめの防止対策を講じる必要があると書かれています。この法律の目標地点は、子どもに人としての尊厳を持たせ、保たせていくこと、これが大きな目標です。自分は一人の人間としてこの世に生まれてきたかけがえのない存在であることを自らが自覚し、それは自分だけでなく他人も同じであるということを自覚する中で、それをずっと保たせていくことが私たち周りの大人的、あるいは子どもたちの成長を支援していく者の責任であるというのが、この法律のねらいです。

また、法律ではいじめを非常に広く定義づけ、苦痛を与えたら「いじめ」だとあります。この苦痛というのは、心に傷がつけば、あるいは傷つてしまえば、それは「いじめ」にあたるという結果責任に近い行動の定義になっています。

いじめの捉え方

いじめの捉え方としては、誰が見ても明らかに「いじめ」と考えられる深刻な事案が核にあります。しかし、日常の色々な行動の中では、深刻ではなく軽いものもあります。暴力を伴うもの、伴わないもの、冷やかしやからかい、無視など、非常に幅があります。その中で皆さんは自分の経験や知識によって、いじめの概念を構成していますが、広く捉える人、狭く捉える人がいます。その最大公約数である社会通念よりもさらに広いもの、子どもたちの尊厳を卑しめ、踏みにじり、傷つける行為を法律上の「いじめ」の概念にあてることになります。

そうすると、皆さんが考えているいじめと法律上のいじめの間にずれが出てきます。そのずれの主な4点をあげますと、1つ目は、継続性・反復性です。「繰り返し」は関係なく、1回限りでもいじめにあたります。2つ目は、「軽い」「重い」はいじめの判断ではありません。「軽い」ものも「重い」ものもどちらもいじめであり、「軽い」「重い」を判断するのは本人です。3つ目は、いじめる側の心理的な動機も定義から省かれています。これは、よこしまな意思がいじめという悪を作るだけではなく、善なる意志や無自覚からもいじめを引き起こしていくというのが、いじめ現象の大きな特徴になるからです。4つ目は、いじめを「影響を与え合う関係からも発生する」と捉えていることです。いじめという現象の本質は力関係(影響力)の悪用・乱用であると考えられ、人間関係や集団の活動に影のように忍び寄ってくる現象と捉えています。

いじめが止まりやすい社会をめざして

いじめはどこの社会にもあります。日本だけでなく、外国にもあります。その中でも、いじめが止まりやすい国と止まりにくい国があります。日本は、私が調査したところによると、いじめが止まりにくい社会です。いじめる子、いじめられる子、周りではやし立て面白がっている子、傍観者といいういじめの四層構造があり、観衆や傍観者が多いほど、いじめは進行します。

だからこの傍観者をいかにして仲裁者にするか、止めに入らなくてもいいから、いじめられている子をサポートする、そういう仲裁者にいかに転換していくかが非常に大事です。仲裁者はいじめの抑止作用になります。いじめは善なる心、あるいは無自覚からも出てくるので、この場合、本人の内なる声(良心)は効きません。悪いことに関しては誰しもブレーキを持っており、このブレーキには外からの声が効きます。その「外からの声=仲裁者の声」がいじめ問題を止めやすい国にする大きなポイントになります。

イギリスやオランダと比較して、日本社会はいじめに

「いじめ法」の定義について正確な共通理解が不可欠 ～法と善管主義～

法律上のいじめ

① 行為の継続性/反復性は削除

(一回限りでも「いじめ」)

② 被害の軽重には無関係

平成17年度までの定義は

「相手が深刻な苦痛を感じている」

→ 平成18年度から「精神的な苦痛」

→ 法では「心身の苦痛」

社会通念上のいじめ

・「力の差」・「継続的」

・「意図的」

etc.

誰もが重篤な事態

と認識するであろう

深刻な事案

③ 加害側の意図/故意という動機は定義には含まれていない

「悪」(邪な意思)がいじめという「悪」を生むという固定観念から脱却することが必要 → 「善なる意思」も「無自覚」もいじめを生む可能性がある → 「一般化」

④ 優位－劣位は固定された関係ではなく、「影響を与え合う関係」

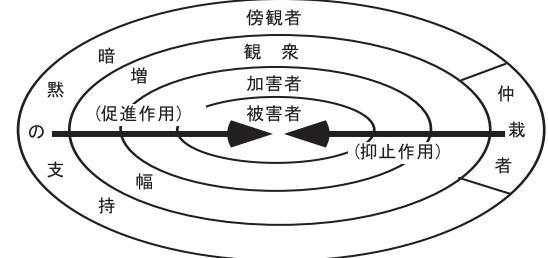
影響を与える行為は人間関係や集団活動に不可欠な要素 → 亂用・悪用 →

誰にでも、どこにでも起きる可能性がある → 「一般化」「被害・加害の流動性」

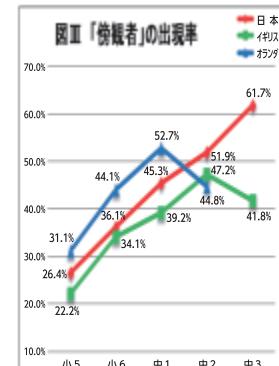
第65回日本PTA全国研究大会 / 第49回日本PTA東北ブロック
研究大会仙台大会特別第一分科会 基調講演 資料より、2017

いじめが止まりやすい社会をめざして

いじめの四層構造モデル



国際的な視点から見た日本のいじめの特徴



は当たらず障らず、火中の栗は拾わず、自分の身を安全に護る社会となっています。ということは、みんな自分を護ることに必死で、仲裁者や支えてくれる仲間がないのです。だから、いじめられている子どもたちは誰にも相談できず、親にすら相談できない、あるいはしない子たちが多いのです。

いじめられるということは惨めです。その惨めな自分を人前でさらけ出さなければいけません。だから、そういう気持ちをくみながら周りがサポートしていく体制を作らなければ、いじめは止まりません。それは何としても私たち大人が取り組んで正していかなければいけません。社会風土にいかにメスを入れていくかが、これからのはじめ防止対策に重要となってきます。

5

一人一人の個性やその子らしさを大切に

社会は、子どもを育てていく時に、減点で見るか加点で見ていくかという「減点社会」と「加点社会」の2つのカテゴリーに大きく分けられます。コップに水が半分入っているとしたら、減点社会とは「上から半分も減っている」、加点社会では「下から半分も貯まっている」と考えます。また、基準点を自分が定めた目標ではなく最初から100点と考え、減れば減っただけ元へ戻せという力が働くのが減点社会です。日本は、減点社会の傾向が最近特に強くなっています。

アメリカは加点社会です。加点社会の基準は、自分の中にある、出発点の基準点は0点です。そして、100点に近づけるのではなく、どれだけ力をつけて上へ伸ばしていくかなのです。その人その人それぞれの個性があり、能力や資質についても凹凸を持ちながら生きています。その凹凸を、まずは肯定しましょう、受け止めましょう、そして周りがサポートして、そこから伸ばしていきましょうというのが、加点社会の考え方です。

人としての存在、今あるその人の存在そのものを肯定し、そこからどう伸びていこうとしているのかを褒めることによって、子どもを育てていただきたいと思います。

6

明日からでもできること

まずは「減点社会」型から「加点社会」型へ発想を転換することが必要です。自己肯定感や有用感は、かけがえのない人間であることの自覚です。自分の大切さとともに、他の人の大切さやお互いの違いを認める態度を育成します。

そして、次に、「社会的な絆づくり」と「居場所づくり」です。「社会的絆」とは、人と人、人と集団、集団と集団を結びつける意味づけの糸の束です。「いじめ」「不登校」「非行」などの問題は、学校、家庭、社会が子どもたちにどのような意味づけを提供できるのか、また、できているのかが問われる問題です。この糸の太さ・細さ、緩み、切断によって問題行動や社会問題が発生します。この糸が細くなると、すぐ切れてしまう。この糸の束を太くしていくことが非常に大事です。

「居場所づくり」としては、学校は楽しい学びの場所であり、自分たちにとって意味のある場所であることを実感できるようにしていくことが大事です。学校・学級・集団が自分にとって意味のあるものだと「実感」すれば、その場の決まりやルール、そこで共同生活している人たちを大切に思う気持ちが育まれます。この実感の醸成が、社会的つながりの糸「ソーシャル・ボンド」となります。

最後に、子どもたちに決まった役割を与えることです。まずは、お手伝いをさせることから始まり、決まった仕事を担うことができるよう導いていきます。このことで、集団や社会で、自分の役割、義務を果たし、柔らかな行為責任を涵養します。自分で考え、これは大事である、自分には今何ができるか、ということを考えながら行動することができる子どもを育てていきましょう。

これらのこととは、明日からでもできることです。子どもたちの取組を通じて、私たち大人が構成する社会のあり様もより良いものへと変容させ、成熟した日本社会を作りましょう。いじめが止まりやすい国かどうかは、社会の成熟の仕方にかかっています。

BP プロジェクトの取組

BP プロジェクトでは、それぞれの大学の研究を生かしつつ、事業を行っています。



福岡教育大学

平成 29 年 3 月 4 日（土）に、福岡教育大学において「平成 28 年度福岡教育大学いじめ防止研修会」を開催し、約 100 人の参加がありました。

大坪靖直教授による事業報告の後、「いじめ防止につながる授業づくり」に関する研究成果について、附属福岡小学校の平井源樹教諭、二串英一教諭、藤岡太郎教諭から報告がありました。

その後の質疑応答では、フロアからも「独自の観点による大変興味深い取組だ」、「いじめ防止と学びを共有した実践的な教材である」等の意見があり、いじめ問題を真に解決しうる授業づくりについての提案ができ、大変有意義な研修会となりました。



鳴門教育大学

平成 29 年 8 月 8 日（火）に、鳴門教育大学講堂において第 1 回研修会を開催しました。開催前日に接近した台風の影響で、予定していた講師に代わり、急遽、山下一夫学長と阪根健二教授が講演講師を務めました。この研修会は、鳴門市の悉皆（しっかり）研修にも指定され、さらに、遠隔地の教員を対象に、鳴門教育大学サテライト（阿南・美馬の各会場）へのテレビ会議システムを活用したライブ配信を行うことで、鳴門市教員のほか、県内外の教育関係者、大学生、一般など約 490 人の参加がありました。

また、平成 29 年 10 月 8 日（日）に、徳島市のザ・グランドパレス徳島において第 2 回研修会を開催しました。この研修会では、文部科学省初等中等教育局児童生徒課の坪田知広課長による「いじめを考える」、葛西真記子教授による「性の多様性の理解と学校現場でのいじめの現状」と題した講演を行い、県内外から教育関係者、一般等約 100 人の参加がありました。坪田課長からは「いじめの定義と積極的認知の必要性」と「いじめ対応で果たすべき教委と学校の役割」、葛西教授からは「性的指向によるいじめの事例」と「学校現場でできるいじめ事例への対応姿勢・重要ポイント」などが示されました。



阪根教授



坪田課長



葛西教授



上越教育大学

平成 29 年 6 月 22 日（木）に、上越教育大学において「いじめ等予防対策支援プロジェクト（BP プロジェクト）平成 29 年度研修会『教員養成大学におけるいじめ授業の在り方を考える』—授業参観と研究協議会—」を開催しました。

今年度は趣向を変え、教員を目指す上越教育大学の学生に、学校現場において喫緊の課題である「いじめ問題」について、学部授業科目「初等特別活動論」及び大学院授業科目「いじめ等先端課題研究特論」において、アクティブラーニングを積極的に取り入れ、「学生の実践力や思考力を高める授業」をどのように構築していくかについて公開授業を行いました。



宮城教育大学

平成 29 年 12 月 2 日（土）に、弘前大学創立 50 周年記念会館において、現職教員や学生等を対象とした「いじめ防止研修会」を開催しました。この研修会は、毎年東北地方を対象エリアとして開催しているもので、東北地区の全県から教育委員会・学校関係者、学生など、約 200 人の参加がありました。

熊野充利連携担当理事・副学長の主催者挨拶、鳴門教育大学池田誠喜准教授の趣旨説明の後、文部科学省初等中等教育局児童生徒課の坪田知広課長による基調講演「いじめの問題に関する取組と現状」、鳴門教育大学の阿形恒秀教授（いじめ防止支援機構長）による講演「いじめ防止対策の現状と課題～学校現場の指導のむずかしさと大切さ～」が行われました。

さらに、弘前大学教職大学院ミドルリーダー養成コースに所属している坂本寛実教諭（青森県田舎館村立田舎館中学校）によるいじめ防止につながる取組についての実践事例報告が行われました。



坪田課長

阿形教授